

創業人材等の多様な外国人の受入れ促進

(国家戦略特別区域法 第16条の6)

規制改革の内容

特例措置前

創業のため入国するには、入国時に、
・事業所の確保
・2人以上の常勤職員 又は
500万円以上の出資金等
の要件確認が必要



特例措置

自治体が、事業計画を認めれば、入国時の
要件確認を、6月間猶予



効果

外国人起業家等の受入れ促進

規制改革の概要

